

税理士による無料申告相談のご案内

給与所得がある方や年金受給者の方を対象とした無料の申告会です

令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告について、税理士による無料申告相談を、以下の日程のとおり開催いたしますので、ご利用ください。

なお、会場の混雑回避のため、**事前申込をオンラインで受け付けます。**

「事前申込」がない場合、原則として入場をお断りしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

「事前申込」は、令和5年1月6日(金)から可能となります。

詳細につきましては、事前申込サイト (https://coubic.com/tochi113/booking_pages) を参照願います。

なお、電話での「事前申込」は行っておりませんのでご注意ください。

「事前申込サイト」についてのお問い合わせは、【050-3196-3904】
(受付時間：平日午前10時～午後4時※正午から午後1時を除きます。)

へお願いします。

各会場ではお問い合わせへの対応を一切受け付けておりません。

※ 事業、不動産、土地・建物・株式の譲渡、分離課税の配当所得がある方や住宅ローン控除1年目を申告する方、亡くなった方の申告、その他相談内容が複雑な方はご利用できません。

事前申込サイト



期 間	会 場	所 在 地	時 間
2月2日(木)	寒川町商工会	寒川町宮山 141-1	上記「事前申込サイト」から申込可能な時間を確認の上、事前申込をお願いします。
2月6日(月) ～2月8日(水)	茅ヶ崎商工会議所	茅ヶ崎市新栄町 13-29	

ご来場に当たって留意点

- **事前申込がお済の方**は、裏面に記載のある資料をご持参ください。
- 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。
なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに来場を控えていただくようお願いいたします。
- マスク着用の上、入口等でアルコール消毒液による消毒にご協力いただくようお願いいたします(マスク未着用の場合は、入場をお断りさせていただきます)。
- 相談会場には駐車場がありませんので、お車での来場はご遠慮ください。
- 申告書の提出のみの受付は行っておりませんので、税務署へ郵送での提出をお願いいたします。

○ 確定申告書の作成に当たって準備するもの

(当日、会場にお持ちください。)

- ① 令和4年分の公的年金等の源泉徴収票
- ② 給与収入のある方は令和4年分の給与所得の源泉徴収票
- ③ 国民健康保険料、介護保険料などの支払った金額の分かる書類
- ④ 国民年金保険料及び国民年金基金の掛金の支払いをした旨を証する書類
- ⑤ 生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書
- ⑥ ③～⑤以外の所得控除がある方は、その所得控除の金額を証する書類
なお、医療費控除のある方は、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。ご来場の際は明細書を作成の上、ご持参ください(領収書では医療費控除は受けられません。)
- ⑦ 税務署から所得税の確定申告書が送付されている方は、その申告書用紙
- ⑧ e-Taxの利用者識別番号(半角数字16桁)をお持ちの方は、利用者識別番号と暗証番号の分かる書類
- ⑨ この案内文書、筆記用具、計算器具及びマイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカード又は②通知カードなどの番号確認書類及び運転免許証などの身元確認書類)の写し

なお、令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を税務署に提出された方は、参考のため、その控えをお持ちください。

※ 通知カードは令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

自宅でも「確定申告書等作成コーナー」で 申告書が作成できます！

① 作成コーナーへアクセス
国税庁ホームページから
確定申告書等
作成コーナーへ
アクセスします。

② 申告書等作成開始
画面の案内に従い金額
等を入力すれば、税額等
が自動計算され、申告書
等が作成されます。

③ 税務署へ提出
申告書等を
・e-Taxで送信^(注)
・印刷して郵送等で
提出します。

注：e-Taxで送信する場合は、マイナンバーカードなどの電子証明書及びICカードリーダライタ(又はマイナンバーカード読取スマホ)の準備が必要です。

また、マイナンバーカード及びICカードリーダライタ(又はマイナンバーカード読取スマホ)をお持ちでない方については、税務署の職員と対面による本人確認を行って発行されたID・パスワード(「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されています。)でe-Tax送信ができます。

※ ID・パスワード方式は、マイナンバーカードが普及するまでの暫定的な措置です。

内容についてお分かりにならない点がありましたら、所轄税務署にお問い合わせください。
藤沢税務署(個人課税第1部門) ☎0466-22-2141(内線412、414)
お電話は自動音声でお受けいたしますので、2番を選択してください。

この文書による行政指導の責任者は、税務署長です。